

進歩性の判断に関する裁判例 —「トレーニング器具」事件—

R5.11.16 判決 知財高裁 令和5年（行ケ）第10040号
審決（無効・不成立）取消請求事件：請求棄却

概要

本件発明が甲1文献において甲1発明の部材のひとつとして開示されている、との原告の主張に対して、**甲1発明は、各部材が不可分一体となった発明であり、各部材同士を取り外すことには阻害要因すらあるとして、本件発明の新規性及び進歩性を肯定した審決を維持した事例。**

特許請求の範囲

【請求項1】

ほぼ並行状で相対向している一対の第1グリップ部と、該第1グリップ部それぞれの両端部同士を接続し、第1グリップ部相互の間隔に比し狭くしてほぼ並行状に相対向している一対の第2グリップ部とによって全体を平面からみてほぼ横長矩形枠を呈した一体のループ状に形成して成り、第1グリップ部は直線状もしくは緩やかな曲線状に形成され、第2グリップ部は正面からみて弓形に湾曲され、中央部分が相互に近接するように平面からみて矩形枠の内方に向かってやや窄まり状に形成されていることを特徴とするトレーニング器具。

主な争点

- 1 甲1発明を主引用発明とする新規性についての判断の誤り（取消事由1）
- 2 甲1発明を主引用発明とする進歩性についての判断の誤り（取消事由2）

被告（特許権者）の主張

甲1発明において、バー10は、重量支持プラットフォーム26等により構成される支持及びクランプアセンブリと不可分一体のものであるから、本件発明1と甲1発明との間には、相違点3（本件発明1は、支持及びクランプアセンブリを備えないのに対し、甲1発明は、これを備える）が存在する。

原告の主張

甲1発明のバー10は本件発明1と同一の構成を備えるし、当然にトレーニング器具として使用可能である。重りを備えるトレーニング器具のうち、重りを支持するハンドル部分のみを用いてトレーニングを行えることは、古くから広く知られた事実である。したがって、本件発明1と引用発明（バー10）との間には、被告が主張する相違点3は存在しない。

裁判所の判断

- 1 取消事由1について
『（3）原告の主張について

ア 原告は、甲1には、甲1発明のほか、引用発明としてバー10も記載されていると主張する。

しかしながら、前記（1）のとおり、甲1には、①従来のバーベル機材及びダンベル機材において、比較的長いバーを有する装置はバランスをとることが困難であり、錘を使用しない装置は本格的なボディビルダーに対しては限定的な有効性しか有しないとの欠点や、三頭筋を働かせるのに使用されるほとんどの器具が手のひらを上に向けることを必要とするが、このようなタイプのハンド・ポジションは、特に重い錘を持ち上げながら肘を内側で維持することを困難にするとの欠点があったこと、②甲1記載の発明は、三頭筋のエクササイズをするためのウエイトリフティング装置を提供することにより従来技術の短所を解消するものであり、バランスをとることの問題を有意に低減する中央に位置する錘プレート固定手段を有し、複数のハンド・ポジション及び間隔を可能にする三頭筋伸展装置を開示するものであること、③装置は、バー及びハンドルアセンブリと支持及びクランプアセンブリである2つの主要構成要素を有すること、④重量支持プラットフォーム26及び解除可能なクランプ手段28は、支持及びクランプアセンブリを形成し、バー10は、中央に位置する重量支持プラットフォーム26に固定されること、⑤重量支持プラットフォーム26のバー10への取付けは、好適には、故障を引き起こす可能性を排除するために、溶接によって達成されること、⑥錘又は錘プレート40を重量支持プラットフォーム26上で位置決めするのに固定支柱38が使用され、クランプ部材28は、固定支柱38の周りで固定的に留められ、それにより錘を重量支持プラットフォーム26上に固着することが記載されている。これらの記載によると、甲1記載の発明において、重量支持プラットフォーム26を含む支持及びクランプアセンブリは、バー10を含むバー及びハンドルアセンブリと共に装置の主要構成要素であり、バー10は、溶接等の方法により重量支持プラットフォーム26に固定され、重量支持プラットフォーム26等と物理的に一体であることが前提となっているといえる。・・・（略）・・・そして、バー10のみが独立してウエイトリフティング・エクササ

イズにおける運動器具としての作用効果を奏することにつき、甲1には記載も示唆もない。

以上によると、三頭筋運動器具の発明に関する甲1の記載から、その部材の一つにすぎないバー10のみを抽出し、これを独立した運動器具の発明であると解することはできない。

イ 原告は、前記アの主張の根拠として、①甲1に溶接前の部材としてバー10が記載されていること、②重りを備えるトレーニング器具のうち重りを支持するハンドル部分のみを用いてトレーニングを行えることが古くから広く知られた事実であること、③甲1のバー10が本件発明1の奏する効果と同様の効果を奏することを挙げる。

しかしながら、前記アにおいて説示したところに照らすと、①及び②の点は、いずれも原告の前記アの主張を根拠付けるものではない。また、③の点は、甲1に記載された三頭筋運動器具からバー10を取り外して使用することを前提とするものであるから、やはり原告の前記アの主張の根拠となるものではない。

ウ 以上のとおりであるから、甲1に、甲1発明のほか、原告が主張する引用発明（バー10）が記載されているものと認めることはできない。

（４） 相違点3の存否について

前記（２）及び（３）のとおり、甲1に記載された引用発明は、本件審決が認定した甲1発明である。本件発明1と甲1発明とを対比すると、両者の間には、少なくとも被告が主張する相違点3が存在するものと認められる。なお、原告は、本件発明1の構成が全て甲1発明に包含されるとして、本件発明1と本件審決が認定した甲1発明とを対比しても、両者の間に相違点はないと主張するが、前記（３）のとおり、三頭筋運動器具の発明に関する甲1の記載から、その部材の一つにすぎないバー10のみを抽出し、これを独立した運動器具の発明であると解することができない以上、甲1発明は、支持及びクランプアセンブリとバー10とが不可分一体となった発明であるとみざるを得ず、したがって、本件発明1と甲1発明との間の相違点として被告が主張する相違点3を捨象することはできない。

（５） 小括

・・・（略）・・・。

したがって、本件各発明が新規性を欠くとはいえない旨の本件審決の判断は、結論において相当であるから、当該判断の誤りをいう取消事由1は理由がない。』

２ 取消事由2について

『（１）・・・（略）・・・甲1発明は、ウエイトリフティング装置として、バー10に錘支持部分（重量支持プラットフォーム26、クランプ部材28、固定支柱38）を固定し、錘40を重量支持プラットフォーム26に固着して使用することを前提とした発明である。すなわち、バー10は、重量支持プラットフォーム26等により形成される支持及びクランプアセンブリと物理的に一体となって作用

効果を奏するものであるし、バー10が独立して運動器具としての作用効果を奏することについて、甲1には記載も示唆もないから、甲1に接した当業者にとって、甲1発明から支持及びクランプアセンブリを取り外す動機付けがあるとは認め難く、かえって、甲1発明から支持及びクランプアセンブリを取り外すことには阻害要因があるというべきである（なお、前記2（３）において説示したところに照らすと、そもそも甲1発明は、支持及びクランプアセンブリを取り外し、バー10のみで使用することをおよそ想定していない発明であるというべきである。）。したがって、当業者において、相違点3に係る本件発明1の構成に容易に想到し得たものと認めることはできない。

（２） 小括

・・・（略）・・・したがって、本件各発明が甲1発明に基づいて進歩性を欠くとはいえない旨の本件審決の判断は、結論において相当であるから、当該判断の誤りをいう取消事由2は理由がない。』

検討

本判決では、甲1発明は、錘等の各部材が不可分一体となった発明であるとの認定がポイントとなり、甲1発明と本件発明1とでは、被告が主張する相違点3（本件発明1は、支持及びクランプアセンブリを備えないのに対し、甲1発明は、これを備える点）が存在すると認定された。

甲1発明が、従来の錘を使用しない装置が有する課題を解決しようとしている点に鑑みると、甲1発明が不可分一体の発明であり、支持及びクランプアセンブリを備えるという認定は妥当と考える。

なお、本件発明1の特許請求の範囲の文言は、第1グリップ部と第2グリップ部の関係及び形状を述べるに留まり、トレーニング器具が「錘を支持するための部材を備えない」とまで限定していないことに対して、上記相違点3について、本件発明1が支持及びクランプアセンブリを備えないとまで認定された。

本件特許の明細書を参酌して認定したのかもしれないが、判決文を見る限り、当該認定の明確な根拠を確認することができなかったため、やや疑問が残る。

実務上の指針

甲1発明が錘等の各部材が不可分一体の発明であると認定された点においては、甲1発明が、三頭筋のエクササイズをするためのウエイトリフティング装置である点が重要視された印象である。

トレーニング器具といっても多種多様なものがある。本判決に鑑みると、例えばトレーニング器具という分野においては、対象とされる筋肉部位や、トレーニングの態様（重量負荷か反復負荷か等）を丁寧に把握して、発明を認定することが重要であるといえる。当然ながら、このような考え方は、あらゆる分野の発明の認定においてもあてはまる。

以上